

下請中小企業振興法の一部を改正する法律案(閣法第九一号)(先議)要旨

本法律案は、最近におけるサービス産業の発展等にかんがみ、プログラムの作成等役務の委託に係る下請取引を下請中小企業振興法の対象として追加するとともに、振興事業計画に基づく事業を実施する下請事業者に対して中小企業信用保険法の特例措置等を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、下請事業者の範囲の拡大

下請事業者の定義に、自己より資本の額若しくは出資の総額又は従業員数が大きい事業者(親事業者)から委託を受けて、情報成果物(プログラム、放送番組等)の作成、役務(運送、ビルメンテナンス等)の提供、物品の修理を業として行う中小企業者を加える。

二、振興事業計画の作成主体の拡大

親事業者及び事業協同組合その他の団体(政令で定める基準に従った定款又は規約を有しているものに限る。)であってその構成員の大部分が当該親事業者の下請事業者であるものを、振興事業計画の作成主

体とする。

三、中小企業信用保険法の特例

振興事業計画の承認を受けた下請事業者が、同計画に従って行う振興事業に必要な資金を調達するため、同事業を行う親事業者に対する売掛金債権を担保に借入れを行う場合、その借入れについて信用保証協会が保証した保証債務を対象とする売掛金債権担保保険の保険限度額を倍額にするとともに、保険料率を引き下げる。

四、罰金の上限額の引上げ

振興事業計画の実施状況についての主務大臣への報告の忌避、虚偽報告に係る罰金の上限額を三万円から五十万円に引き上げる。

五、施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。